

第3章 環境保全対策の総合的推進

第1節 環境基本条例の推進

平成5年11月、「環境基本法」（平成5年法律第91号）が制定されたことから、本県においても、公害の防止や生活環境の保全に加えて、地球環境問題などに対し積極的に対応するとともに、健康に良い豊かで快適な環境の保全及び創出を図るため、「岐阜県環境基本条例」を平成7年3月23日に制定し、同年4月1日から施行している。

【岐阜県環境基本条例の特色】

- 1 公害の防止のほか、地球環境など環境施策の総合的な推進
- 2 健康に良い水環境等快適環境の積極的な創出
- 3 県民環境の日、清流月間、環境総括責任者の設置など県民総参加による取組
- 4 環境教育・学習及び環境保全活動の自発的・積極的推進
- 5 環境基本計画の策定など総合的、計画的な推進
引き続き「岐阜県環境基本条例」に盛り込まれた各種施策、県民環境の日の普及、環境影響評価の推進、環境教育・学習の充実等に努める。

第2節 環境基本計画の推進

1 策定の背景

本県では、平成7年3月に制定した「岐阜県環境基本条例」に基づき、平成8年3月に「岐阜県環境基本計画」（以下「環境基本計画」という。）を策定して以降、平成13年（第2次）、平成18年（第3次）と策定し、環境の保全及び創出に関する取組みを推進してきた。

平成18年3月に策定した第3次環境基本計画では、「自然生態系を保全する」「生活環境を守る」「循環型社会をつくる」「地球環境を保全する」「県民協働を進める」の5つを基本目標とし、着実に諸施策を展開してきたが、その後、環境を取りまく情勢も変化してきた。

国では、地球温暖化対策として「温室効果ガス排出量を1990年（平成2年）比で2020年（平成32年）までに25%削減」という国際公約とその実現に向けた様々な取組、そして生物多様性では、「生物多様性国家戦略2010」や平成22年に開催されたCOP10を契機に、生物の多様性の保全とその持続可能な利用を見据えた社会の実現のための施策の充実・強化が進められている。

本県においても、第3次環境基本計画の策定から5年が経過し、絶滅の恐れがある野生生物の種類の増加や、家庭ごみの減量等の残された課題、地球温暖化対策や、良好な水質・大気の保全等の引き取り組むべき課題、そして、全国豊かな海づくり大会の成果を踏まえた県民運動の展開といった新たに取り組むべき課題への対応が求められた。

これらの課題に的確に対応し、環境行政・施策の基本的な指針とするため、新たな環境基本計画（第4次）を策定した。

表1-3-1 環境基本計画（第4次）の役割

- ① 本計画は、岐阜県環境基本条例（平成7年条例第9号）第10条に定める、「豊かで快適な環境の保全と創出に関する目標、施策の方向、配慮の方針等」を明らかにする。
- ② 本計画は、緑豊かな「清流の国ぎふ」づくりに向けた施策の基本的な方向を明らかにする。
- ③ 本計画は、県民、事業者、行政の積極的な連携、協力のもと、環境の保全及び創出に関する取組みを推進するための施策の基本的な方向を明らかにする。
- ④ 本計画は、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」（平成15年法律第130号）第8条に規定する環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する方針、計画等を兼ね備える。

策 定：平成23年3月

計画期間：平成23年度から平成27年度まで（5年間）

策定根拠：岐阜県環境基本条例第10条

2 環境基本計画（第4次）の概要

(1) 基本理念

県民総参加による緑豊かな「清流の国ぎふ」づくり

日本のほぼ真ん中に位置する岐阜県は、緑豊かな「森」、清らかな「川」といった自然環境に恵まれ、その中で私たちちは生活の歴史を刻み、個性ある文化を育ててきた。

とりわけ、森を源として流れ出た「川」＝「清流」は肥沃な大地を形成し、周辺を潤し、そこで暮らす私たちは今も直接その恩恵に浴している。

しかし、昨今、エネルギー資源を大量に使う社会活動の進展は、私たちに物質的な豊かさをもたらした反面、環境破壊、生態系の異変、地球温暖化などを引き起こし、その影響はもはや地域環境のみならず地球規模の問題となってきた。

今、求められるのは、私たちが、清流をはじめとした自然のもたらす恵みに改めて感謝し、先人から受け継いだ、この豊かな自然環境を守るとともに、将来の世代にわたって引き継いでいくことである。

私たちは「全国豊かな海づくり大会」の開催や環境保全活動への参加を契機に、清流を守ることの大切さに改めて気づくとともに、その取組みへの気運が一層高まってきており、今後は、本県の象徴ともいえる清流を守ることはもちろんのこと、活かし、伝えていくことで、県民のアイデンティティとして「清流の国ぎふ」づくりに県民総参加で取り組む。

(2) 基本目標

基本理念をより具体的なものとしていくため、2つの基本目標及び5つの基本施策を定めている。

基本目標1 人と自然が共生する豊かで美しい岐阜県

本県は、美しく誇るべき自然環境を有しており、そこで生息する生き物の多様性が、生態系のバランス上とても重要であるばかりでなく、私たちの日常生活にも様々な恩恵を与えていることに鑑み、自然と調和した豊かな生活環境を守り育むとともに、快適に暮らせる美しい岐阜県づくりを進める。

基本施策I 自然共生社会ぎふづくり

- ・県内に生息する多種多様な生物の生息・生育環境を将来に引き継ぐため、その保全を図る。
- ・多くの県民に本県のすばらしい自然環境とふれあい、自然と共生することの大切さを実感していただくため、自然とふれあう機会の充実を図る。
- ・周辺の自然環境へ配慮した社会基盤の整備を進めるため、自然環境への負荷を軽減するとともに、その保全にも十分配慮した取組みを行う。

基本施策V 環境にやさしいぎふの人づくり

- ・多くの県民が環境教育・環境学習に参加できるよう、子どもから大人まで幅広い世代を対象にした環境教育・環境学習の機会の充実を図る。
- ・「全国豊かな海づくり大会」を通じて醸成された、森・川・海が一体となった環境保全の大切さをより多くの県民が認識し、環境への負荷が少ないライフスタイルが定着するとともに、積極的に環境保全活動に参加いただくため、「清流の国ぎふ」づくりに向けた県民運動を展開する。

基本施策II 快適生活環境ぎふづくり

- ・県民が健康で安心して暮らすことができるよう、水、大気、土壤環境等を良好な状態に保全する。
- ・清流の保全に向けた市民団体による活動、各家庭での生活排水対策が活発に行われるよう、支援を行う。
- ・美しい町並みや里地里山の景観の保全に向けた取組みを進める。

基本目標2 持続的発展が可能な岐阜県

大量生産、大量消費の社会経済システムは、私たちに経済的に豊かで便利な生活をもたらしたが、その反面、環境に大きな負荷を及ぼしている。

再生可能エネルギーや、限りある資源の効率的な利用により、環境と経済活動の良好な関係を築くとともに、持続的発展が可能な岐阜県づくりを進める。

基本施策III 低炭素社会ぎふづくり

- ・県内の温室効果ガス排出量の抑制に向け、化石燃料に頼らない省エネルギー型のライフスタイル、事業活動への転換を図るとともに、自然エネルギーや新エネルギーの利用を促進する。
- ・二酸化炭素の貴重な吸収源である森林を整備するため、間伐などの取組を進める。
- ・新エネルギー分野を県の新たな成長産業とするため、その育成支援に努める。

基本施策IV 循環型社会ぎふづくり

- ・環境に配慮した商品やサービスを選択する消費行動を多くの家庭や事業所に定着させ、資源の循環的な利用を基本とする社会を確立するため、3Rの考え方を広く啓発する。
- ・3Rの取組みを進めてもなお生じる廃棄物については適正な処理を進める。
- ・企業による再生利用技術や環境への負荷が少ない処理技術の開発を促進するため、支援を行う。

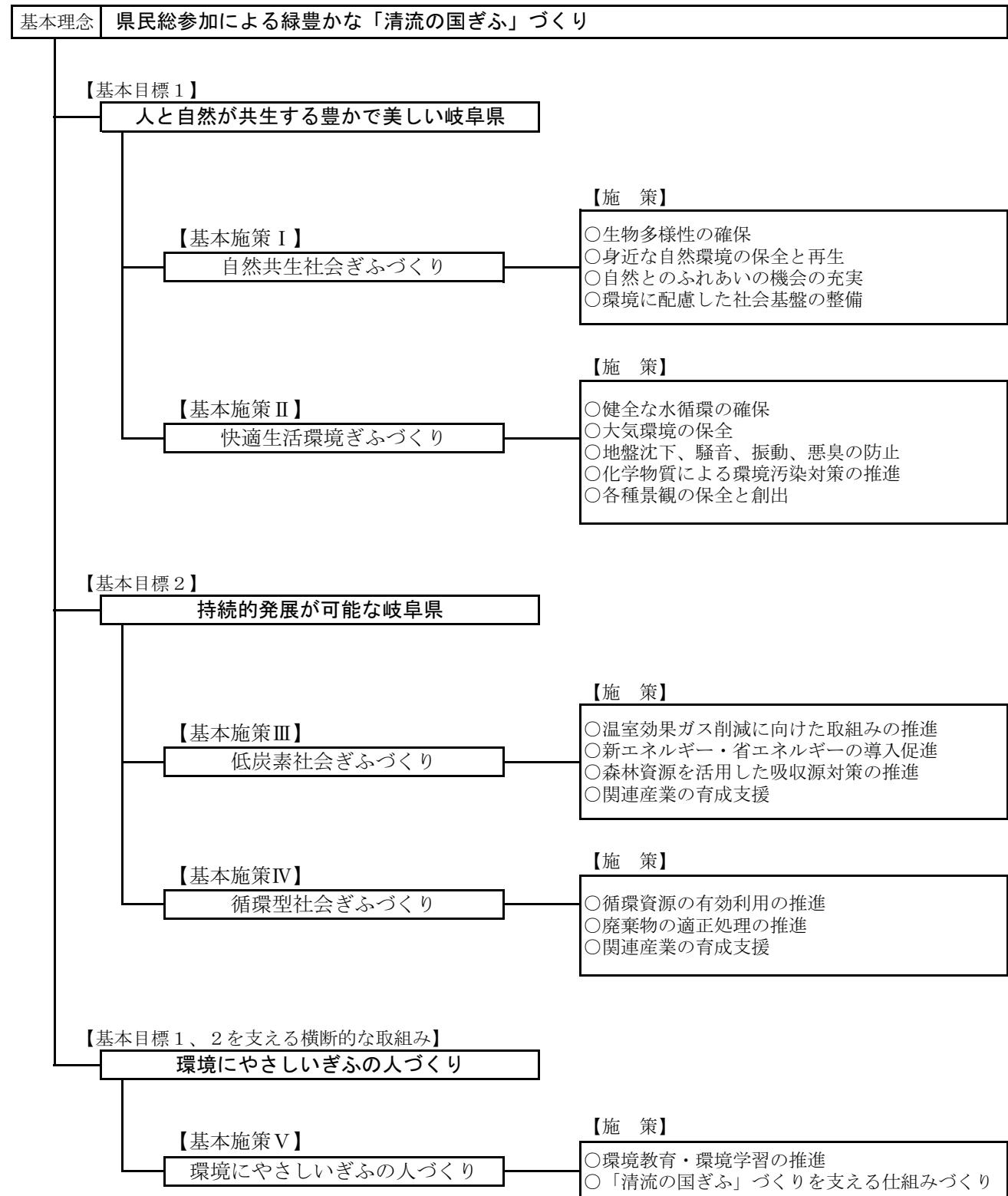
3 環境基本計画（第4次）の進捗状況

表1-3-2 環境基本計画の進捗状況

	項目	担当課	平成27年度末 (実績値)	平成27年度末 (目標値)
1	間伐実施面積	森林整備課	38,291ha (H24年度～H27年度)	62,000ha (H24年度～H28年度)
2	岐阜県希少野生生物保護条例に基づく指定希少野生生物の種の数	自然環境保全課	16種	20種
3	岐阜県希少野生生物保護条例に基づく指定希少野生生物の保護区の数	自然環境保全課	5保護区	7保護区
4	ツキノワグマの放獣率	自然環境保全課	2.6%	15%
5	外来生物防除実施計画策定市町村数	自然環境保全課	28市町村	27市町村
6	獣害防護柵の受益面積	農村振興課	5,385ha	900ha
7	耕作放棄地解消面積	農村振興課	631ha	350ha
8	農林漁業体験施設数	農村振興課	83箇所	90箇所
9	農林漁業体験者数	農村振興課	184,420人	150,000人
10	魚の生息に適した水質基準を満たす河川水域数	環境管理課	69水域	69水域
11	ぎふクリーン農業表示制度における生産登録面積	農産園芸課	16,037ha	14,500ha
12	県民による河川調査	自然環境保全課	延べ参加者数 6,775人 調査地点数 258地点 河川数 81河川 「とてもきれい」と評価する地点の割合 45.7%	延べ参加者数 10,000人 調査地点数 500地点 河川数 200河川 「とてもきれい」と評価する地点の割合 60%
13	清流調査隊登録数	自然環境保全課	流域数 4流域 登録人数 1,342人	流域数 7流域 登録人数 700人
14	治山事業による山地災害危険地区的着手率	治山課	68.7% (4,393箇所)	—
15	一般環境大気測定期の測定結果 ・NO ₂ に関する環境基準の達成率 ・SO ₂ に関する環境基準の達成率 ・SPMに関する環境基準の達成率	環境管理課	100% 100% 92.8%	100%(各年度) 100%(各年度) 100%(各年度)
16	有害大気環境汚染物質の監視測定結果 ・ベンゼンに関する環境基準の達成率 ・トリクロロエチレンに関する環境基準の達成率 ・テトラクロロエチレンに関する環境基準の達成率 ・ジクロロメタンに関する環境基準の達成率	環境管理課	100% 100% 100% 100%	100%(各年度) 100%(各年度) 100%(各年度) 100%(各年度)
17	公用車における環境にやさしい車導入率	管財課	62.0%	56.6%
18	フロン類回収量報告書提出率	環境管理課	97.3%	100%
19	騒音の環境基準達成率(一般地域)	環境管理課	94.5%	100%
20	騒音の環境基準達成率(自動車騒音)	環境管理課	94.0%	100%
21	ダイオキシンの排出基準適合率	環境管理課	100%	100%
22	良好な景観づくりに向けて活動をしている住民組織の数	都市政策課	141団体	120団体
23	温室効果ガス削減目標	環境管理課	1,579.2万トン (H25年度速報値)	350.9万トン (H62年度)
24	ぎふエコ宣言参加者人数	環境管理課	211,443人	220,000人

	項目	担当課	平成27年度末 (実績値)	平成27年度末 (目標値)
25	新エネルギー・省エネルギー関連指標 ・EV・PHVの導入 ・太陽光発電の導入 ・次世代エネルギーインフラの導入	新産業・エネルギー振興課	3,659台 47,546世帯 49世帯 (自治体事業関係施設等のみ)	156,000台 (平成32年度) 75,000世帯 (平成32年度) 65,000世帯 (平成32年度)
26	温室効果ガス排出削減計画書提出事業者数	環境管理課	301事業所	350事業所
27	農業用水を活用した小水力発電の導入	農地整備課	2箇所	3箇所
28	木質バイオマス活用施設数	県産材流通課	7施設	7施設
29	新エネルギー・省エネルギー推進専門員の養成	環境管理課	113人 (H24年度) 〔制度は平成24年度で終了〕	100人
30	利用間伐材積（森林整備事業分）	森林整備課	180,928m ³ /年	115,300m ³ /年
31	企業との森林づくり協定数	恵みの森づくり推進課	19件	18件
32	1人1日あたりのごみ排出量	廃棄物対策課	911グラム (H26年度)	969グラム
33	3県1市グリーン購入キャンペーン参加店舗数 (岐阜県分)	廃棄物対策課	689店舗	1,000店舗
34	分別収集取組市町村目標数 ・その他の紙製容器包装 ・その他のプラスチック製容器包装 ・鋼製容器 ・アルミニウム製容器 ・段ボール製容器包装 ・飲料用紙製容器	廃棄物対策課	(42市町村中) 15市町村 37市町村 41市町村 41市町村 37市町村 37市町村 (H26年度)	(42市町村中) 27市町村 41市町村 42市町村 42市町村 41市町村 42市町村
35	リサイクル認定製品の数	廃棄物対策課	177製品	200製品
36	農業集落排水汚泥リサイクル率	農地整備課	56.0%	65%
37	環境美化活動参加人数	廃棄物対策課	325,603人	370,000人
38	一般廃棄物関係 ・排出量 ・再生利用量 ・中間処理による減量 ・最終処分量	廃棄物対策課	681千t/年 136千t/年 485千t/年 60千t/年 (H26年度)	708千t/年 177千t/年 482千t/年 49千t/年
39	産業廃棄物関係（農業系を除く） ・発生量 ・資源化量 ・中間処理による減量 ・最終処分量	廃棄物対策課	3,934千t/年 2,014千t/年 1,794千t/年 126千t/年 (H26年度)	4,095千t/年 1,884千t/年 2,095千t/年 116千t/年
40	地球温暖化防止活動推進員の委嘱	環境管理課	62人	100人
41	環境教育指導研修の参加教員	教育研修課	282人/年 累積5,659人	200人/年 累積5,000人
42	環境教育・環境学習への参加人数 ・環境学習出前講座参加人数 ・緑と水の子ども会議参加人数 ・川の体験学習の参加人数	環境生活政策課 恵みの森づくり推進課 河川課	9,051人 3,861人 4,360人	3,700人 3,700人 4,000人
43	カワゲラウォッティング調査 ・参加団体 ・参加延べ人数 ・調査延べ地点数	自然環境保全課	133団体 7,610人 165地点	100団体 6,000人 150地点
44	地球温暖化防止活動推進員出前講座派遣回数	環境管理課	39回	120回
45	森林文化アカデミーでの生涯学習参加人数	林政課	10,328人	8,500人

図1-3-1 岐阜県環境基本計画（第4次）の施策体系



第3節 環境基本計画（第4次）の評価

平成23年3月に策定された第4次環境基本計画は、平成27年度をもって終期を迎えたことから、本計画に掲げた5つの基本施策について、主な取組みの成果及び表1-3-2に記載した目標指標の達成状況等（平成27年度実績値が判明しているもの）から評価する。

基本施策I 自然共生社会ぎふづくり

- 生物多様性の確保については、平成23年度に「生物多様性ぎふ戦略」を策定するとともに、普及のための啓発セミナー等を実施した。また、平成22年度から平成25年度にかけてレッドデータブックを改訂した。平成26年度には、傷病により保護された希少な鳥獣の放野のための訓練を行う「野生鳥獣リハビリセンター」を開所した。
- 野生鳥獣の保護・管理については、農作物被害の軽減のための獣害防護柵の設置などにより鳥獣被害対策を進めた。
- 基本施策Iに関する目標指標については、9項目（表1-3-2の項目1～9）のうち4項目で目標を達成した。

「間伐実施面積」については、切り捨て間伐から搬出間伐へと国の施策が移行したことが影響し低調な実績となった。しかしながら、搬出間伐は増加したため間伐材の利用が促進されたと考えられる。

「ツキノワグマの放獣率」については、平成26年度以降、従事者の安全性が十分に確保できる場合等でなければツキノワグマの放獣は推奨しない方針に転換している。

- 今後は、野生鳥獣による農作物被害の軽減のため、獣害防護柵等の被害防除と捕獲の一的な対策をさらに進める必要がある。

また、農村地域の高齢化、人口減少等により耕作放棄地等が増加傾向にあり、農業・農村の多面的機能の維持・増進を図る必要がある。

基本施策II 快適生活環境ぎふづくり

- 良好的な生活環境を確保するため、水質や大気等について測定を行い環境基準への適合状況を把握するとともに、事業者に対する検査・指導を実施した。

また、森林の水源かん養機能を保全するため、平成25年度に「岐阜県水源地域保全条例」を施行し、水源地域に指定された森林の保全を図った。

こうした取組みに加え、県民自らが地域河川の現状を評価し、家庭でできる生活排水対策を実践する「清流調査隊」への参加など、県民の自主的な取組みも広がった。

- 基本施策IIに関する目標指標については、14項目（表1-3-2の項目1及び10～22）のうち6項目で目標を達成した。

達成できなかった項目のうち、「県民による河川調査」については、主に小学校の水辺観察の一環で行われている取組みであるが、身近に河川がない学校では実施が困難であることなどから、低調な実績となった。

- 今後は、引き続き水環境や大気等について良好な状態を維持するため監視・指導を行うとともに、県民の関心が高い空間放射線の測定を継続する必要がある。

また、豊かな水資源の確保のため、水源地域の保全と機能強化を進める必要がある。

基本施策III 低炭素社会ぎふづくり

- 「温室効果ガスの削減」に向けて、新エネルギーの利用促進や新たなライフスタイルの提唱などを行った。
- 目標値については、「岐阜県地球温暖化対策実行計画」により定めているが、温室効果ガスの排出量は、基準年度である平成2年度と比べて、10.0%減（平成25年度分速報値）となった。部門別でみると、家庭部門及び業務

部門で大幅な増加となった。

このほか、「森林資源を活用した吸収源対策」や県民総参加で環境負荷を軽減する「ぎふエコ宣言」の取組みを行うと同時に、「再生可能エネルギーの導入促進」のための支援を行った。

- 基本施策IIIに関する目標指標については、10項目（表1-3-2の項目1及び23～31）のうち4項目で目標を達成した。

なお、「温室効果ガス削減目標」については、上記のとおり、「岐阜県地球温暖化対策実行計画」において定めており、平成62年度を目標年度としている。

「新エネルギー・省エネルギー関連指標」については、EV・PHVの導入の前提となる充電インフラ整備が十分でないことや、導入時にコストがかかることなどにより、普及が進まなかった。

- 今後は、地球温暖化に対する県民の関心が高いことから、県民総参加による生活に密着した省エネの取組みを展開することが効果的である。また、二酸化炭素の吸収源である森林の整備を一層推進する必要がある。

基本施策IV 循環型社会ぎふづくり

- 「ごみ減量化の推進」のため、研修会やリサイクル施設の見学会等を通じ、3Rの考え方について普及を図るとともに、廃棄物処理施設への立入検査を実施することにより廃棄物の適正処理を推進した。

また、地震などの自然災害により発生する災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を推進するため、「岐阜県災害廃棄物処理計画」を策定した。

- 基本施策IVに関する目標指標については、8項目（表1-3-2の項目32～39）あり、「1人1日あたりのごみ排出量」については、着実に減少したが、一般廃棄物の処理方法等に大きな変化がなかったことや焼却残渣の再生利用が進まなかったことから、一般廃棄物の最終処分量については、目標を達成することができなかった。（ただし、平成26年度の実績値）

- 今後は、3Rのうち、廃棄物の排出量を抑制する「リデュース」、繰り返し利用する「リユース」の取組みをさらに進める必要がある。

また、産業廃棄物の適正な処理を進めるため、引き続き事業者等の監視や啓発を行う必要がある。

基本施策V 環境にやさしいぎふの人づくり

- 「環境教育の推進」として、小学校や身近な河川等での体験学習等に講師を派遣し、環境教育の実施を支援するとともに、「教えることができる人の育成」として、教員に対する研修の実施のほか、各地域で環境保全に取り組む方に対する研修を実施するなど、地域の担い手の育成を図った。

また、平成24年度から導入した「清流の国ぎふ森林・環境税」を活用し、県民協働による環境保全活動を支援した。

- 基本施策Vに関する目標指標については、6項目（表1-3-2の項目40～45）のうち4項目で目標を達成した。

達成できなかった項目のうち、「地球温暖化防止活動推進員出前講座派遣回数」については、制度の周知が不十分であることやリピーターが増えないことなどから、低調な実績となった。

- 今後は、県民一人ひとりが主体となって環境を守る仕組みを構築するとともに、環境教育の担い手育成を一層推進する必要がある。また、環境教育・環境保全活動に携わるNPO、各種団体、自治体等との協働による取組みを推進する必要がある。

第4節 清流の国ぎふ森林・環境税を活用した施策の推進

平成24年度以降、「清流の国ぎふ森林・環境税」を活用して、5つの施策を実施し、緑豊かな清流の国ぎふづくりを進めている。

① 環境保全を目的とした水源林等の整備

水源となる奥山林や水源林、水質保全に役立つ渓流沿いの渓畔林、山地災害防止のために重要な森林において、針広混交林化などの森林整備を進める。

② 里山林の整備・利用の促進

住民に身近な環境である、広葉樹を中心とした里山林の整備を進めるとともに、持続的な取組となるよう、里山林の資源を有効活用する仕組みづくりを行う。

③ 生物多様性・水環境の保全

豊かな自然環境を保全するため、野生生物の保護管理、里地や身近な水辺の保全等に取り組む。

④ 公共施設等における県産材の利用促進

公共施設等の木造化や木質バイオマス利用等の取組を強化する。

⑤ 地域が主体となった環境保全活動の促進

地域が主体となった森林づくりや水環境保全等の活動を促進するため、市町村やNPOなどが行う取組を支援する新たな制度を創設する。

また、人づくりの観点から、県として主体的に環境教育を推進する。

第5節 新たな環境基本計画の策定**1 策定の背景**

本県では、平成7年3月に制定した「岐阜県環境基本条例」に基づき、平成8年3月に「岐阜県環境基本計画」(以下「環境基本計画」という。)を策定して以降、平成13年(第2次)、平成18年(第3次)、平成23年(第4次)と策定し、環境の保全及び創出に関する取組みを推進してきた。

平成23年3月に策定した第4次環境基本計画では、「県民総参加による緑豊かな「清流の国ぎふ」づくり」を基本理念として掲げ、「人と自然が共生する豊かで美しい岐阜県」及び「持続的発展が可能な岐阜県」の2つを基本目標とし、平成27年度までの5年間を対象に、「自然共生社会ぎふづくり」「快適生活環境ぎふづくり」「低炭素社会ぎふづくり」「循環型社会ぎふづくり」「環境にやさしいぎふの人づくり」の5つの基本施策について、取り組んできた。

この間、全国的に短時間の強雨や土砂災害の頻度が増加するなど、自然環境の悪化や地球温暖化の影響と考えられる自然災害への懸念が高まるとともに東日本大震災を契機とするエネルギー需給問題など、新たな課題も生じている。

また、本県においては、平成12年をピークに人口の減少傾向が続いており、人口減少社会における持続可能な社会のあり方を示す必要がある。

こうした新たな課題や社会情勢の変化などに対応し、本県における豊かで快適な環境を実現する施策の基本方針とするため、新たな環境基本計画(第5次)を策定した。

2 環境基本計画(第5次)の概要**(1) 基本理念****新たな世代へと守り育てる「清流の国ぎふ」づくり**

本県の豊かで美しい「清流の国ぎふ」を自然と人間との関わりの中で維持・保全し、その恵みを新たな世代に引き継いでいく必要がある。

そのため、県民、事業者、各種団体、市町村や県などあらゆる団体が主体となり行動することが求められている。

(2) 基本目標

基本理念を踏まえて、本計画では次の2つの基本目標を定める。

基本目標I 環境に配慮する持続可能な仕組みを創る

地球温暖化やごみ問題などの諸課題に対応した社会を創り、それを発展していく。

基本目標II 豊かで美しい環境を守り伝える人を育てる

暮らしと環境との関わりについて、理解と認識の浸透を図りながら、新たな世代へ引き継ぐ担い手を育てる。

(3) 基本方針

本県では、平成26年1月に、「清流の国ぎふ」の基本理念となる「清流の国ぎふ憲章」を定め、「清流の国ぎふ」づくりを進めていくにあたって、清流がもたらす様々な恵みを知り・学び(知)、その恵みに感謝しつつも、現状に甘んじることなく、清流の恵みを生かして、新たな創造と発信に努め(創)、それを次世代に守り伝えていく(伝)、という、3つの基本理念をまとめた。

本計画においても、「知・創・伝」に基づく5つの基本方針に沿った取組みを推進する。

【知】基本方針1 「清流の国ぎふ」を未来につなぐ人づくり

- (1) 環境に配慮した自主的行動の促進
- (2) 環境社会を担う人材の育成
- (3) 活動主体の連携と協働の推進

【創】基本方針2 地球温暖化を防止する

- (1) 温室効果ガス排出削減の取組みの推進
- (2) 二酸化炭素吸収機能の高い森林の整備の推進
- (3) 地域資源を活かした再生可能エネルギーの積極的な利活用
- (4) 一人ひとりが実践できる取組みの浸透

【創】基本方針3 資源が循環される社会を築く

- (1) 廃棄物の発生抑制
- (2) 廃棄物の適正処理の推進
- (3) 再資源化の促進

【伝】基本方針4 ふるさとの自然を守り共生する

- (1) 豊かな自然環境の保全
- (2) 野生鳥獣被害への総合的な対策
- (3) 自然とのふれあいと活用

【伝】基本方針5 安全で健やかな生活環境で暮らす

- (1) 良好な生活環境の保全
- (2) 自然災害に強い県土の整備
- (3) 美しい景観の保全と創出

表1-3-3 環境基本計画(第5次)の役割

①「岐阜県長期構想」に示されている「清流の国ぎふ」づくりの具体化を図る計画であり、環境の保全と創造に関する個別計画の基本となる計画
②「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」(平成15年法律第130号)第8条に規定する岐阜県の行動計画を包含する計画

策 定：平成28年3月

計画期間：平成28年度から平成32年度まで(5年間)

策定根拠：岐阜県環境基本条例第10条